

## 仕様書

- 1 件名  
電子複写機（大型）1台の賃貸借及び保守
- 2 仕様  
電子複写機賃貸借仕様書のとおり  
電子複写機保守仕様書のとおり
- 3 契約書  
契約書（案）のとおり
- 4 賃貸借及び保守期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 使用場所  
東京都府中市朝日町三丁目12番地1 警察大学校
- 6 お見積り方法
  - ・ 見積者は、契約内容に要する一切の費用（輸送費、保険料、非揮発性記憶媒体の破壊、交換等納入等の諸経費を含む。）を含め契約金額を見積もるものとする。  
見積もる契約金額は、上記3契約期間の全賃貸借期間にわたり保守契約を締結するものとした場合の保守料金を含めること。

## 電子複写機賃貸借仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、警察大学校が賃貸借する一般事務用の電子複写機（以下「複写機」という。）の賃貸借に適用する。

### 2 業務概要

賃貸借

複写機の搬入、設置、設置時の調整及び撤去をいう。

### 3 品名及び数量

品名	規格	数量
電子複写機	大型	1台
	計	1台

### 4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 複写機の機能及び性能等

#### 5.1 共通事項

##### 5.1.2 一般

(1) 本仕様書に示した同等以上の機能・性能等を満たす複写機を設置すること。また、設置複写機は未使用品又は最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める、リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機であること。

ただし、提示されている機能・性能等については主要事項を示したものであり、明示されていない事項についても用途別に最大限活用できるよう、備えるべき事項については請負者の責任のもと完備すること。

(2) 環境物品等の調達の推進等に関する法律（いわゆるグリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準に適合する複写機であること。

(3) 故障発生時及び消耗品の供給が必要な場合の連絡先を当該複写機の表面に明確に表示すること。

##### 5.1.3 機能・性能

(1) 複写方式は、デジタル方式であること。

(2) 形状は、デスクトップ型若しくはコンソール型、又は、これらに準ずる形状であること。

(3) 原稿台は固定式とし、A6からA3までの原稿が読み取れること。

(4) 複写データの書き込みの解像度が600dpi相当以上であること。

(5) 次の拡大又は縮小の複写について、倍率をその都度設定することなく、ワンタッチ操作で行えること。

ア A3⇔B4

イ A3⇔A4

ウ B4⇔A4

また、任意に倍率を1%刻みで最小25%～最大400%の範囲で設定できること。

(6) 両面コピー機能を有すること。

(7) ソータービンを使用せず、1部ずつずらしてソートする機能を有すること。

(8) 手差しトレイとその他3段以上の給紙トレイにより、官製はがきからA3の用紙の給紙が可能であること。

(9) 次の条件で異常なく動作すること。

ア 温度 10～32℃

イ 湿度 30～80%（結露しない状態）

ウ 電源電圧 100～110V 50/60Hz

(10) 日本語記述による使用説明書を添付すること。

## 5.2 個別事項 複写機（大型）

部位	項目	機能
本体部	連続複写枚数	A 4 横で複写した場合、モノクロで毎分65枚以上であること。
	ファーストコピータイム	A 4 横で複写した場合、モノクロで5.0秒以下であること。
	給紙枚数	手差しトレイを除き、A 4 用紙（64 g / m <sup>2</sup> ）を2,500枚以上給紙できること。
	占有寸法	通常の使用時のほか、紙づまりの処置やトナーの交換等の使用者が行う作業時に、最大で占有する寸法が、以下のとおりとする（ただし、請負者の保守要員による作業の場合は除く）。 幅2,100mm×奥行1,700mm×高さ1,700mm以内
自動両面原稿送り機能（ADF）	原稿サイズ	A 3、B 4、A 4、A 4 横、B 5 及び B 5 横に対応可能であること。
	積載量	紙厚64g/m <sup>2</sup> の用紙で用紙サイズ混載の場合、100枚以上積載が可能であること。
	原稿紙厚	A 4 用紙で両面複写時に使用できる紙厚が、最小薄55 g / m <sup>2</sup> ～最大厚100 g / m <sup>2</sup> であること。
ステープル機能	原稿サイズ	A 3、B 4、A 4、A 4 横、B 5 に対応可能であること。
	綴じ位置	コーナー 1 カ所、手前 1 カ所、センター 2 カ所止めが可能であること。
	可能枚数	A 4 用紙（64g/m <sup>2</sup> ）で50枚以上がステープル可能であること。
2 穴パンチ機能		ステープル機能と組み合わせて使用可能であること。

## 6 一般適用事項

### 6.1 一般適用

6.1.2 この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然附帯の業務はすべて警察大学校教務部会計課（以下「当校係官」という。）の指示により、契約の範囲内で実施すること。

6.1.3 請負者は、複写機の良い機器機能の維持と保全に努め、誠意と責任を持って業務を遂行すること。また、関係する法令、条例及び規則を遵守し業務を行い、危険防止等安全管理に万全を期すこと。さらに当校職員・学生・関係者・外来者に些かの迷惑をまかからないよう注意して行うとともに、不快感を与えることのない態度で接すること。

6.1.4 校内においては、当校係官の指示及び校内の管理上の定められた注意事項に従い作業を行うこと。

### 6.2 損害予防措置

業務の実施に当たっては、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。

損害を与えたとき、又は、損害を与える恐れのあるときは直ちに当校係官の指示を受けること。

なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく当校係官に報告すること。

## 7 作業員

7.1 請負者は、作業に従事する作業員の身元、風紀、衛生及び規律の保持に関する一切の責任を負い、当校係官等が適当でないと判断した作業員を従事させてはならぬ

い。

- 7.2 作業員は、服装・名札・腕章等の着用などにより、当該者が請負者の作業員であることを明らかに認識できるようにすること。
- 7.3 請負者は、作業員の入退庁等に必要となる関係部署への申請を、責任を持って行うこと。
- 7.4 業務中は、常に整理、整とんに心掛け、業務終了後は速やかに後片付け清掃を行うこと。
- 7.5 搬入時はあらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。

## 8 消耗品の供給

- 8.1 請負者は、本複写機の機能維持のため、随時消耗品(用紙及びステープル機能で使用する針以外のすべて)を必要に応じて供給すること。
- 8.2 使用済みの消耗品(交換部品等)の回収については、請負者の責任において、主管係等の指示により速やかに処理すること。

## 9 その他

- 9.1 詳細については、主管係(Tel.042-354-3550 内線2147)の指示によること。
- 9.2 請負者は、別途指示する期日までに、当該複写機の搬入、設置及び調整を完了させること。
- 9.3 設置場所は、別途指示する場所とする。
- 9.4 既設の複写機との入れ替えがある場合は、既設複写機の業者と連携を取り、当庁の業務に支障を来さないよう入れ替えを行うこと。
- 9.5 請負者は、調整作業終了後、当校係官等に対し、当該複写機の基本的な取扱方法を指導すること。
- 9.6 賃貸借期間を経過して、再リースする場合の賃貸借の期間及び料金は、甲乙協議とする。
- 9.7 記憶媒体の取扱いについて、複写機の撤去又は部品交換のために入出力データの記憶媒体を当庁施設外へ持ち出す場合には、主管係又は指定する警察庁職員の立会を得て物理的破壊を行うものとし、破壊された記憶媒体は請負業者が責任をもって速やかに回収し処分すること。ただし、記憶媒体として、揮発性メモリーを使用する複写機にあってはこの限りでない。

## 契 約 書 (案)

警察大学校（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、  
次のとおり賃貸借契約を締結する。

- 1 契 約 事 項 電子複写機（大型）1台の賃貸借
- 2 仕 様 別添仕様書のとおり
- 3 設 置 場 所 別紙1のとおり
- 4 契 約 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契 約 金 額 ¥ . - （賃貸借期間中の料金合計額）  
うち消費税額及び地方消費税額 ¥ . -  
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。
- 6 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、別紙1の電子複写機（以下単に「物品」という。）を甲に賃貸し、甲はその対価として第3条の料金を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（賃貸借料金）

第3条 物品の月額賃貸借料金（以下「料金」という。）は、別紙1のとおりとする。ただし、月の中途においてこの契約が解除された場合、若しくは乙の責めに帰すべき装置の故障その他の事由により、甲が物品を使用できなかった場合は、その月分の料金は次式により算出した額とする。

$$\text{料金} \times \frac{1}{\text{当該月の暦日数}} \text{（円未満切捨て）} \times \text{賃貸借日数}$$

（料金の請求及び支払）

第4条 本契約期間における支払内訳は別紙2のとおりとする。

- 2 甲は、本契約による賃貸借期間の当該月を経過した後、乙の契約履行を検査確認し、乙は甲の検査に合格後、甲に契約金額の支払を請求するものとする。
- 3 甲は、前項に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に当該月分の料金を乙に支払うものとする。

(料金の改定)

第5条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、3箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(物品の保守)

第6条 甲は、物品の設置場所をあらかじめ乙が申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持するとともに、善良な管理者の注意をもって、物品を管理しなければならない。

(物品の操作指導)

第7条 乙は、物品の操作を円滑にするため、甲に対し適切な操作方法の指導を無償で行うものとする。

(物品の移転・取替・改造等)

第8条 甲が、物品の設置場所の移転、取り替え若しくは改造を行い、又は物品に他の機械器具の取り付けを行う場合は、あらかじめ乙の承認を得るものとする。

(契約物品の返還)

第9条 甲は、契約の履行終了又は解除によって契約物品を乙に返還する場合において、契約物品に改造又は他の機械器具の取付を行っているときは、原状に復して返還するものとする。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合に

あつては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
  - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
  - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

- 第12条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
    - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
      - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
      - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
      - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
    - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
    - (3) 乙が第13条第1項各号の一に該当する場合
    - (4) 乙が第21条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条各号の一又は第4条第2項に該当する場合
    - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号の一に該当する場合
  - 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未貸貸期間に相当

する金額の100分の10に相当する金額を支払う。

- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第14条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定にする罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の規定による違約金のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が

指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

第15条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第12条第4項、第14条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第12条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### （再委託）

第16条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託の委託を含む。以下同じ。）させる場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙3）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙3）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託させるときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託させるときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

#### （契約不適合責任）

第17条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下

「契約不適合」という。) であるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、契約不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号の一に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、契約不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部のみとする。

(秘密の保持)

第19条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第21条 暴力団排除に関する条項については、別紙4「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第22条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第23条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

- 2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位

は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都府中市朝日町3-12-1  
支出負担行為担当官  
警察大学校教務部会計課長

乙

## 別紙 1

品目	設置場所	設置機器	機械番号	賃貸借料金 (円/月)
電子複写機 (大型)				

※上記賃貸借料金には、消費税は含まない。

## 支払内訳

年 月	賃貸借料金	消費税	合 計
令和6年4月			
令和6年5月			
令和6年6月			
令和6年7月			
令和6年8月			
令和6年9月			
令和6年10月			
令和6年11月			
令和6年12月			
令和7年1月			
令和7年2月			
令和7年3月			
合 計			

※月額消費税は、円未満を切り捨てとし、その端数は契約期間の開始月に調整するものとする。

## 再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

警察大学校教務部会計課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察大学校に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

## 記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

## 再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察大学校教務部会計課長

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 再委託の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 電子複写機保守仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、警察大学校が賃貸借する一般事務用の電子複写機（以下「複写機」という。）の保守に適用する。

### 2 業務概要

保守

複写機の定期点検、機能維持のための消耗品の供給、故障時の修理及び保守をいう。

### 3 品名及び数量

品名	規格	数量
電子複写機	大型	1台
	計	1台

### 4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 複写機の機能及び性能等

#### 5.1 共通事項

##### 5.1.2 機能・性能

保守する複写機の機能・性能は以下のとおり。

- 複写方式は、デジタル方式であること。
- 形状は、デスクトップ型若しくはコンソール型、又は、これらに準ずる形状であること。
- 原稿台は固定式とし、A 6 から A 3 までの原稿が読み取れること。
- 複写データの書き込みの解像度が600dpi相当以上であること。
- 次の拡大又は縮小の複写について、倍率をその都度設定することなく、ワンタッチ操作で行えること。
  - A 3 ⇄ B 4
  - A 3 ⇄ A 4
  - B 4 ⇄ A 4また、任意に倍率を1%刻みで最小25%～最大400%の範囲で設定できること。
- 両面コピー機能を有すること。
- ソーターピンを使用せず、1部ずつずらしてソートする機能を有すること。
- 手差しトレイとその他3段以上の給紙トレイにより、官製はがきからA 3 の用紙の給紙が可能であること。
- 次の条件で異常なく動作すること。
  - 温度 10～32℃
  - 湿度 30～80%（結露しない状態）
  - 電源電圧 100～110V 50/60Hz

#### 5.2 個別事項

複写機（大型）

部位	項目	機能
本体部	連続複写枚数	A 4 横で複写した場合、モノクロで毎分65枚以上であること。
	ファーストコピータイム	A 4 横で複写した場合、モノクロで5.0秒以下であること。
	給紙枚数	手差しトレイを除き、A 4 用紙（64 g / m <sup>2</sup> ）を2,500枚以上給紙できること。
	占有寸法	通常の使用時のほか、紙づまりの処置やトナーの

		交換等の使用者が行う作業時に、最大で占有する寸法が、以下のとおりとする（ただし、請負者の保守要員による作業の場合は除く）。 幅2,100mm×奥行1,700mm×高さ1,700mm以内
自動両面原稿送り機能（ADF）	原稿サイズ	A 3、B 4、A 4、A 4 横、B 5 及び B 5 横に対応可能であること。
	積載量	紙厚64g/m <sup>2</sup> の用紙で用紙サイズ混載の場合、100枚以上積載が可能であること。
	原稿紙厚	A 4 用紙で両面複写時に使用できる紙厚が、最小薄55 g / m <sup>2</sup> ～最大厚100 g / m <sup>2</sup> であること。
ステープル機能	原稿サイズ	A 3、B 4、A 4、A 4 横、B 5 に対応可能であること。
	綴じ位置	コーナー 1 カ所、手前 1 カ所、センター 2 カ所止めが可能であること。
	可能枚数	A 4 用紙（64g/m <sup>2</sup> ）で50枚以上がステープル可能であること。
2 穴パンチ機能		ステープル機能と組み合わせて使用可能であること。

## 6 一般適用事項

### 6.1 一般適用

- 6.1.2 この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然附帯の業務はすべて警察大学校教務部会計課（以下「当校係官」という。）の指示により、契約の範囲内で実施すること。
- 6.1.3 請負者は、複写機の良い機器機能の維持と保全に努め、誠意と責任を持って業務を遂行すること。また、関係する法令、条例及び規則を遵守し業務を行い、危険防止等安全管理に万全を期すこと。さらに当校職員・学生・関係者・外来者に些かの迷惑をまかからないよう注意して行うとともに、不快感を与えることのない態度で接すること。
- 6.1.4 校内においては、当校係官の指示及び校内の管理上の定められた注意事項に従い作業を行うこと。

### 6.2 損害予防措置

業務の実施に当たっては、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。

損害を与えたとき、又は、損害を与える恐れのあるときは直ちに当校係官の指示を受けること。

なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく当校係官に報告すること。

## 7 作業員

- 7.1 請負者は、作業に従事する作業員の身元、風紀、衛生及び規律の保持に関する一切の責任を負い、当校係官等が適当でないと判断した作業員を従事させてはならない。
- 7.2 作業員は、服装・名札・腕章等の着用などにより、当該者が請負者の作業員であることを明らかに認識できるようにすること。
- 7.3 請負者は、作業員の入退庁等に必要となる関係部署への申請を、責任を持って行うこと。
- 7.4 業務中は、常に整理、整とんに心掛け、業務終了後は速やかに後片付け清掃を行うこと。

## 8 保守

請負者は、下記諸条項に基づいて、複写機の機能維持のための保守を実施すること。

### 8.1 故障発生時の対応

- 8.1.2 故障発生の場合は、当校係官等からの依頼後、技術者は原則 1 時間以内に到着して保守及び修理を行うこと。

また、請負者は、同時期に複数台の故障に対応できるようにすること。

- 8.1.3 対応時間帯は、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。
  - 8.1.4 復旧作業に2時間以上要する場合には、当校係官に報告し指示を受けること。  
作業終了後は主管係等に報告し、承認が得られるまで待機して正常な動作を確認すること。
  - 8.2 定期点検  
毎月1回以上、点検及び整備を行うこと。
  - 8.3 使用材料  
保守業務に必要な消耗品及び必要な工具類はすべて請負者の負担とする。使用する材料は、すべて品質良好のもので規格（JIS）又はメーカーの規格品を使用すること。
  - 8.4 報告書  
毎月の保守業務終了後は、速やかに作業報告書を当校に提出し確認を受けること。
- 9 消耗品の供給
    - 9.1 請負者は、本複写機の機能維持のため、随時消耗品（用紙及びステープル機能で使用する針以外のすべて）を必要に応じて供給すること。
    - 9.2 使用済みの消耗品（トナー）の回収については、請負者の責任において、当校係官等の指示により速やかに処理すること。
  - 10 複写枚数の確認  
請負者は、別途定める期間が終了した後、期間中の保守料金を算出するため、複写枚数を計測すること。
  - 11 想定印刷枚数  
別紙1のとおり
  - 12 その他  
詳細については、主管係（Tel042-354-3550 内線2147）の指示によること。

## 想定印刷枚数

番号	品目	枚／月	枚／12か月
1	電子複写機（大型）	18,203	218,436

## 契 約 書 (案)

警察大学校（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり保守契約を締結する。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1 契 約 事 項   | 電子複写機（大型）1台の保守        |
| 2 対 象 機 器   | 別紙1のとおり               |
| 3 仕 様       | 別添仕様書のとおり             |
| 4 設 置 場 所   | 別紙1のとおり               |
| 5 契 約 期 間   | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 6 契 約 保 証 金 | 徴収免除                  |

（目的）

第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、表記の電子複写機（以下単に「物品」という。）が常時最良な状態で稼働できるよう保守及び消耗品の供給を行い、甲はその対価として第3条の料金を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（契約金額等）

第3条 本契約における単価は、別紙1のとおりとする。

- 2 料金には、保守及び消耗品の費用を全て含むものとする。
- 3 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、総複写枚数から別紙のテスト・ミスコピー控除率を乗じて得た枚数（小数点以下切上げ）を控除した枚数に、第1項の単価を乗じて得た各機種毎の金額に100分の10を乗じて得た金額とする。ただし、算出した金額に1円未満の端数がある場合には、1円未満を切り捨てるものとする。
- 4 甲は、都合により予定数量を適宜増減することができる。

（料金の請求及び支払）

第4条 乙は、毎月末日における積算カウンター数値について甲の係官の確認を受け、当該月分の総複写枚数から別紙1のテスト・ミスコピー控除率を乗じて得た枚数（小数点以下切上げ）を控除した枚数に、第3条に定める単価を乗じて得た金額を当該月分の料金として、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）に当該月分の料金を乙に支払うものとする。

(料金の改定)

第5条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、3箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(保守)

第6条 乙は、機器が常時正常な状態で稼働するよう保守を行うものとする。

2 乙は、本契約における保守方法等についてあらかじめ甲の承認を得るものとする。

3 乙は、機器に障害が生じた場合は、甲の業務に支障を来さないように速やかに最良な状態に回復させなければならない。なお、保守に要する費用は、次の各号に掲げる場合を除き、乙の負担とする。

(1) 天災地変その他これに類する災害による障害の場合

(2) 甲の故意又は取扱上の重大な過失による障害の場合

(3) 乙又は乙の指定した代理店以外の者による装置の改造、改ざんが行われたことによつて生じた故障の場合

4 甲は、機器の保守に必要な電力料を負担する。

(消耗品)

第7条 乙は、複写をするために必要な消耗品（用紙及びステープル針以外のすべて。）を甲に供給する。

2 消耗品の所有権は乙に属し、甲はこれを善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

3 乙の供給する消耗品の所有権は、甲が複写するため使用したときから甲に移るものとする。

4 甲は、消耗品が乙の所有であることにより、消耗品の売却、譲渡、貸与及び流用等の行為をしてはならない。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本契約によつて生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た

場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
  - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
  - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
  - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第10条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
    - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
    - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
    - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
  - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

- (3) 乙が第11条第1項各号の一に該当する場合
  - (4) 乙が第19条に規定する暴力団排除条項第1条又は第2条各号の一又は第4条第2項に該当する場合
  - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号の一に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として予定数量から別紙1のテスト・ミスコピー控除率を乗じて得た枚数（小数点以下切上げ）を控除した枚数に、第3条に定める単価を乗じて得た額（業務の完了部分に相当する額を除く）の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第11条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第12条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納

付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定にする罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の規定による違約金のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第13条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第10条第4項、第12条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第10条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第14条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託の委託を含む。以下同じ。）させる場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙2）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙2）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認

を受けなければならない。

- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託させるときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託させるときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第15条 甲は、業務の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、契約不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
  - 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号の一に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 4 甲は、第2項及び第3項のほか、契約不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
  - 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
  - 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所立川支部のみとする。

(秘密の保持)

第17条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第19条 暴力団排除に関する条項については、別紙3「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第20条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」  
(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第21条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都府中市朝日町3-12-1  
支出負担行為担当官  
警察大学校教務部会計課長

乙

## 別紙 1

品目	設置場所	設置機器	機械番号	保守料金 (円/枚)	テスト・ミスコピー 控除率
電子複写機 (大型)					

※上記保守料金には、消費税は含まない。

## 再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

警察大学校教務部会計課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察大学校に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

## 記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始10日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

## 再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
警察大学校教務部会計課長

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 再委託の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

## 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。